

大阪府新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金支給事業 よくある質問（第9期）

No.	よくある質問	回 答
1	本事業の対象となる医療機関とは？	集合契約方式による市町村との委託契約を締結し、ワクチンの配分・供給が受けられる診療所・病院が対象となります。※No.28、No.32 も参照してください。
2	法人が複数の診療所・病院を有する場合、申請は法人で1申請となるのか、各診療所・病院で申請可能なのか？	法人単位での申請はできません。各診療所・病院単位での申請となります。
3	実績報告書及び請求書には、請求対象とならない回数（例えば、1日20回等）も記載すべきか？	実績報告書及び請求書には、請求対象とならない回数でもご記載ください。 なお、支給要件を満たさない場合は、大阪府へ実績報告書等の提出は不要です。時間外・休日加算分で支給要件を満たしている場合は、市町村へご請求ください。
4	診療所への協力金支給要件①と②は、両方とも請求できるのか？片方のみしか請求できないのか？	同一日に①と②を重複して接種回数をカウントすることはできません。同一日に①と②を重複してカウントしていなければ、①と②の両方を請求頂くことは可能です。
5	診療所が、期間内に法人化し、医療機関コードが変更されたが、同一の診療所として協力金の計算をすることは可能か？	変更前後で継続性が確認できる場合は、通算して、個別接種促進のための支援事業の対象となります。（代表者や所在地が変わらないなど、継続性が確認できる場合に限りです。）
6	集団接種会場で接種した場合は対象となるか。また、診療所から大規模接種会場へ医師を派遣した場合も対象となるか。	都道府県が支給する協力金は、個別接種のみが対象となります。ただし、集団接種会場に医師等を派遣した場合は市町村が行う支給の対象となる場合がありますので、市町村に問い合わせてください。※No.40 も参照してください。
7	病院への協力金支給要件②について協力金単価が1時間あたりでの案内ですが、1時間未満の勤務の場合はどのようになりますでしょうか。	1日のうちで1時間未満の端数がある場合は、小数点入力ください（5時間30分→5.5、6時間45分→6.75）。週の合計欄においては、その週の延べ時間を合計した後、時間未満の端数について切り捨てとなります。
8	週の考え方は？	原則、日曜日から土曜日までを1週間とします。

大阪府新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金支給事業 よくある質問（第9期）

No.	よくある質問	回 答																													
9	日の考え方は？	日の考え方は、0時から24時までです。なお、24時を跨いで連続した接種を行う場合は、24時以前の日付けの分として回数を計算してください。																													
10	週150回を4週、さらにその翌週から週100回を4週行った場合には、それぞれの週に対し、協力金が支払われるのか？	お見込みのとおり、お問合せのケースはいずれの週も要件を満たします。																													
11	週150回を5週、さらにその翌週から週100回を3週行った場合、協力金はいくら支払われるのか？	回数150回以上の場合は、区分「150回以上」から「100回以上」に修正したほうが、全体の請求額が高額になる場合があります。 修正するか否かの選択は、請求者の判断によります。 <具体例> <table><tr><td></td><td></td><td>①</td><td>②</td></tr><tr><td>第1週</td><td>150回</td><td rowspan="5">5回</td><td rowspan="4">4回</td></tr><tr><td>第2週</td><td>150回</td></tr><tr><td>第3週</td><td>150回</td></tr><tr><td>第4週</td><td>150回</td></tr><tr><td>第5週</td><td>150回</td><td rowspan="3">4回</td></tr><tr><td>第6週</td><td>100回</td></tr><tr><td>第7週</td><td>100回</td></tr><tr><td>第8週</td><td>100回</td><td>0回</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">第9週～第13週</td><td colspan="2">100回以下</td></tr></table> ①のように第1週～第5週を150回以上が5回、第6週～第8週を100回以上が0回とカウントするより、②のように第1週～第4週を150回以上が4回、第5週～第8週を100回以上が4回とした方が総額は高くなります。 ① 150×5×3,000+100×3×0=2,250,000 ② 150×4×3,000+（150×1+100×3）×2,000=2,700,000 ※ また、協力金支給要件②に該当している日があれば、その日については別途10万円が支給されます。ただし、協力金支給要件①と協力金支給要件②を重複して請求はできません。			①	②	第1週	150回	5回	4回	第2週	150回	第3週	150回	第4週	150回	第5週	150回	4回	第6週	100回	第7週	100回	第8週	100回	0回		第9週～第13週		100回以下	
		①	②																												
第1週	150回	5回	4回																												
第2週	150回																														
第3週	150回																														
第4週	150回																														
第5週	150回		4回																												
第6週	100回																														
第7週	100回																														
第8週	100回	0回																													
第9週～第13週		100回以下																													

大阪府新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金支給事業 よくある質問（第9期）

No.	よくある質問	回 答
12	予約を受付していたにもかかわらず、キャンセルが発生して接種ができなかった場合においても、接種実績に加算してよいか？	接種した回数のみ接種実績として計上してください。 なお、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」に示されているとおり、ワクチンの有効活用の観点から、キャンセル発生時には別の方への接種をお願いします。
13	週 100 回以上又は 150 回以上を 4 週以上というのは、連続した 4 週間ということか？	4 週は、連続している必要はありませんが、週 100 回又は 150 回を下回る週は、当該の協力金（支給要件①）は支給されません。 ただし、協力金支給要件②に該当している日がある場合は、別途協力金（支給要件②）が支給されます。
14	予診のみで接種できなかった場合においても、接種回数に含めてよいか？	予診のみの場合は、接種実績に含めることはできません。
15	接種実績に、「巡回接種」による回数も含めて構わないか？	診療所・病院が、自施設でワクチンを確保して行う個別接種であれば、巡回接種も対象となります。
16	接種実績に、「医療従事者」も含むという理解でよいか？	お見込みのとおりです。
17	「病院において特別な接種体制を確保した場合」とは、どのようなことを指すのか？	通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であり、接種専門の特別な人員を確保しているのであれば対象となります。（例えば、通常診療 3 人体制に対し、他に 2 名を接種専門の人員として従事させた場合や、新たに 2 名を接種専門として雇用した場合、その 2 名のみが対象。）ただし、加算されるのはあくまで 50 回以上を接種した日に限りです。
18	「病院において特別な接種体制を確保した場合」における、「看護師等」について、どこまで含まれるのか？	厚生労働省の「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」と異なり、接種業務に従事する方であれば、看護師、薬剤師の他に、事務職員も含まれます。

大阪府新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金支給事業 よくある質問（第9期）

No.	よくある質問	回 答
19	厚生労働省の「ワクチン接種対策費負担金」の時間外・休日の接種に対する加算（時間外+730 円、休日+2,130 円）は、この協力金に重複して交付請求することができるか？	「ワクチン接種対策費負担金」の時間外・休日の接種に対する加算と本事業の協力金は、それぞれの要件を満たす場合、交付の対象となります。 時間外・休日の接種に対する加算については、各市町村にお問合せください。※No.38 も参照してください。
20	協力金の額は、消費税を含む金額か？	接種費用ではありませんので、消費税の対象とはなりません。
21	診療所への協力金支給要件①（週 100 回・150 回以上接種した場合）と、病院への協力金支給要件②（特別な接種体制を確保した場合）については、接種回数の上限がないという理解でよいのか？	お見込みのとおりです。
22	VRS の接種記録と突合ということは、自院の情報が VRS に登録されるまでは支給されないということか？	令和 3 年 6 月 23 日付け国事務連絡より、接種の実施回数については、原則として医療機関からの実績報告を以って確認しています。 医療機関からの実績報告の正当性を担保するため、VRS の接種記録を確認します。
23	厚生労働省の様式で申請してもよいのか？	府が追加している項目があるため、府の様式にて申請してください。 ただし、既に厚生労働省の様式により申請された場合は、受け付けておりますので、申請書を再提出いただく必要はありません。
24	「「診療所」における接種回数の底上げ」、「接種施設数の増加（診療所・病院共通）」及び「「病院」における接種体制の強化」で支給される金銭は消費税の課税対象か。	役務の対価ではありませんので、消費税の課税対象ではありません。
25	企業内診療所における接種は協力金の対象となるか。	職域接種促進のための支援であっても、個別接種促進のための支援であっても、いずれも対象外となります。
26	老人ホーム等へ出張して、老人ホームの入所者と職員に接種した場合は協力金の対象となるか。	職域接種であれば本協力金支給事業対象外であり、個別接種で巡回接種として行った場合は対象となります。
27	「病院」が個別接種である巡回接種を行った場合、協力金の対象となる時間は会場での受付開始時間からか、それとも巡回接種会場への移動時からか。	当該職員の勤務時間で、巡回接種のための病院から巡回先への移動時間については、含めて構いません。

大阪府新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金支給事業 よくある質問（第9期）

No.	よくある質問	回 答
28	診療所としての開設届出をしていない場合は協力金の対象となるか。	対象外となります。※No.32 も参照してください。
29	追加（3回目）接種分の接種回数も計上してよいか。	初回（1・2回目）接種及び追加（3回目）接種どちらも含めて頂いて構いません。
30	職域接種分は支給対象になるか。また、本事業と職域接種に係る補助金の重複申請は可能か。	職域接種分の一部が、個別接種促進のための支援の対象に含まれる場合があります。 また、本事業と職域接種に係る補助金（新型コロナウイルスワクチン職域接種体制整備支援事業補助金）を重複して申請することはできません。 【個別接種促進のための支援の対象となる職域接種について（参考）】 以下の①又は②において、接種を委託した外部医療機関に出向いて職域接種を受けた場合、個別接種促進のための支援の対象となる。 ① 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種 ② 文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種
31	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）のうち、個別接種促進のための支援事業について、小児へのワクチン接種の回数についても、実績に含めて良いか。	12才以上用か小児用かを問わず、コロナワクチンの個別接種に協力する医療機関に対する支援のため、小児に対する個別接種も実績に含めることができます。
32	介護老人保健施設、特別養護老人ホームの入所者・通所者・従事者に対する接種について、個別接種促進支援の実績に参入して差し支えないか。 また、介護老人保健施設については、診療所の開設届を出しておらず「診療所」でない場合も、個別接種促進支援の実績に参入して差し支えないか。	介護老人保健施設の入所者・通所者・従事者に対する接種も、個別接種促進支援の実績に算入して差し支えありません。 診療所の開設届を提出していない場合においても、入所者等の接種可能な者への接種実績は個別接種促進支援の実績としてカウントして差し支えありません。その場合、診療所に対する支援とお考えください。

大阪府新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金支給事業 よくある質問（第9期）

No.	よくある質問	回 答
33	介護医療院の入所者・通所者・従事者に対する接種について、介護老人保健施設と同様に、個別接種促進支援の実績に参入して差し支えないか。	介護医療院の入所者・通所者・従事者に対する接種も、個別接種促進支援の実績に算入して差し支えありません。その場合、診療所に対する支援とお考えください。
34	障害者支援施設の入所者・通所者・従事者に対する接種について、個別接種促進支援の実績に参入して差し支えないか。	障害者支援施設の入所者・通所者・従事者に対する接種も、個別接種促進支援の実績に算入して差し支えありません。
35	追加（4回目）接種分の接種回数も計上してよいか。	含めて頂いて構いません。
36	追加（オミクロン株対応ワクチン）接種分の接種回数も計上してよいか。	含めて頂いて構いません。
37	病院が1日50回接種を行った場合の10万円支給する支援については、いつまでか。	病院が1日50回接種を行った場合に10万円支給する支援については、11月30日(水)接種実績分までとなります。

大阪府新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金支給事業 よくある質問（第9期）

No.	よくある質問	回 答
38	<u>（第9期以降の申請分について）</u> 本支援事業の「時間外、夜間または休日」の定義について、接種費用の「時間外・休日の接種に対する加算」の定義と同じか。	①本支援事業の「時間外、夜間または休日」の定義は、②接種費用の「時間外・休日の接種に対する加算」の定義とは異なります。 ①の定義は下記のとおりです。 時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間 夜 間：18 時以降（医療機関の診療時間に関わらない） 休 日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日 なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。加えて土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。） ②の定義は下記のとおりです。（詳細は各市町村にお問合せください。） 時間外：休日以外の日で、平素から当該医療機関が定めている診療時間（看板等に掲げているもの）以外の時間 休 日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日 上記以外で平素から当該医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日
39	<u>（第9期以降の申請分について）</u> 時間外、夜間について、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外・夜間の時間帯に接種することとなった場合は「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」したことになるか。	時間外、夜間について、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外・夜間の時間帯に接種することとなった場合は該当せず、予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど、当初から接種可能な体制を取っている必要があります。
40	<u>（第9期以降の申請分について）</u> 「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」について、「接種体制を用意」には、時間外、夜間または休日において、自身の医療機関で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合も「接種体制を用意」したこととみなしてよいか。	ご認識のとおり、医療機関（病院・診療所）が自治体の集団接種会場等に時間外、夜間または休日に医療従事者を派遣した場合も含みます。 また、週に100回（150回）以上行った場合の支援、1日50回以上行った場合の支援の両方で同じ取扱いです。 なお、時間外・夜間または休日の接種への取組の要件を満たすものであって、自治体の集団接種会場等での接種を自身の医療機関の接種回数に計上するものではありません。※No.44も参照してください。

大阪府新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金支給事業 よくある質問（第9期）

No.	よくある質問	回 答
41	<u>（第9期以降の申請分について）</u> 個別接種促進のための支援を受けるに当たり、時間外、夜間または休日にかかる接種体制は、いつ、また、どの程度の日数で実施する必要があるか。	週 100 回（150 回）以上の接種を行った場合の支援については、当該回数の接種を行った週のうち、少なくとも 1 日において、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが要件となります。 また、50 回以上／日の接種を行った場合に 10 万円交付する支援については、50 回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが要件となります。
42	<u>（第9期以降の申請分について）</u> 週に 100 回（150 回）、1 日 50 回の接種数は、時間外、夜間または休日に行った接種のみを計上するのか。	支援の要件となる接種数には、時間外、夜間に行った接種以外の接種（日中の診療時間内に行った接種等）を計上して差し支えありません。また、時間外、夜間に接種可能な接種体制を用意した上で、結果的に時間外や夜の時間帯において接種がなかった場合も、当該時間帯以外での接種により要件となる接種数を満たしていた場合には支援の対象となります。
43	<u>（第9期以降の申請分について）</u> 病院が特別な接種体制を確保し、50 回以上／日の接種を週 1 日以上、4 週間以上行った場合の支援については、時間外、夜間または休日にかかる接種体制の要件は求められないのか。	従前のおりのままです。本支援については、令和 4 年 10 月以降においても、令和 4 年 9 月までの要件同様、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していなくても支援の対象となります。
44	<u>（第9期以降の申請分について）</u> 「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」について、「医療機関（病院・診療所）が自治体の集団接種会場等に時間外、夜間または休日に医療従事者を派遣した場合も含む」とあるが、この医療従事者の範囲はどこまでか。また、この派遣についても時間外、夜間、休日に行われた場合に限られるのか。	医療従事者の範囲は、接種・予診が可能な者に限ります。 派遣についても時間外、夜間、休日に行われた場合に限られます。
45	乳幼児（生後 6 か月～4 歳）へのワクチン接種の回数についても、実績に含めて良いか。	含めて頂いて構いません。